

介護サービス情報の公表制度の見直し 及び新システムの概要

厚生労働省老健局振興課
平成24年8月31日

介護サービス情報の公表制度とは

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタートした制度。利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報を入手することが可能。平成24年度時点で、全国約24万か所の事業所情報が公表されている。

介護サービス情報公表制度のしくみ



制度の仕組み

○事業所情報の公表までの流れ

事業所の情報は、都道府県が公表。公表の流れは以下のとおり。

- ①毎年1回、各事業所は直近の事業所情報を都道府県に報告
- ②都道府県は内容を審査
(都道府県が必要と認める場合に訪問調査を実施(後述))
- ③都道府県はインターネットに事業所情報を掲載



公表されている内容

○基本情報

- 1 事業所の名称、所在地等
- 2 従業者に関するもの
- 3 提供サービスの内容
- 4 利用料等
- 5 法人情報

○運営情報（見直し前は「調査情報」）

- 1 利用者の権利擁護の取組
- 2 サービスの質の確保の取組
- 3 相談・苦情等への対応
- 4 外部機関等との連携
- 5 適切な事業運営・管理の体制
- 6 安全・衛生管理等の体制
- 7 その他（従業者の研修の状況等）

制度の見直し

<見直しの背景>

情報公表制度については、都道府県知事又は指定調査機関による介護サービス事業者・施設に対する調査が義務付けられているが、事業者にとってこうした調査等の負担が大きいという指摘がある。このため、利用者にとって活用しやすいものとなるよう、検索機能や画面表示などを工夫するとともに、調査については、都道府県知事が必要と認める場合に、適切に実施することとするなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる制度へと変更するべきである。その際は、費用負担を含めて、都道府県の負担等に配慮すべきとの意見があった。

(介護保険部会報告書「介護保険制度の見直しに関する意見(抄)」(平成22年11月30日))

①調査方法の見直し

→→ 都道府県知事が必要と認める場合に実施

②公表方法の見直し

→→ 利用者にとって活用しやすいものとなるよう工夫

①調査方法の見直しについて

○介護保険法改正

1年に1回の調査から、都道府県が必要があると認める場合に調査を行うことができる仕組みに変更する。



国会審議において、調査が任意となった場合でも、公表されている情報の正確さを確保するため、最低限必要な調査を実施する旨附帯決議がなされた

○介護保険法案に係る附帯決議

介護サービス情報の公表制度については、適正な調査が実施されるよう、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等必要な措置を講ずること。その際、事業者より申し出がある場合には積極的に調査できるよう配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。



附帯決議を踏まえ、ガイドラインを通知

○調査のガイドライン

附帯決議を踏まえ、国はガイドラインを通知。これを参考とし都道府県は調査の指針を策定する。

- I 調査が必要と考えられる事項
- II 調査を行わないなどの配慮をすることが適当と考えられる事項
- III 他制度等との連携により効率的に実施することが可能と考える事項

「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドライン

平成24年3月13日 厚生労働省老健局振興課長通知

※都道府県は、これを参酌して、調査指針を定める

I 調査が必要と考えられる事項

A 調査を実施すべきと考えられる事項

○新規申請時又は新規指定時

(調査項目の例)

新規申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査

○新規申請又は新規指定時から一定期間(毎年実施)

(一定期間の例)

新規申請から3年間は毎年実施

(調査項目の例)

運営情報の項目を中心に調査

○事業者自ら調査を希望する場合

(調査項目の例)

事業者の希望に応じ、全ての項目若しくは運営情報を調査

※ 公表システムにおいて、自主的に調査を受けた事業所であることを明示し公表する。

B 地域の実情に応じて、調査を実施するものと考えられる事項

○更新申請時

(調査項目の例)

更新申請時に調査することが必要と判断される項目を中心に調査

○調査による修正項目の割合に応じ実施

(調査実施の例)

・修正項目の割合が一定以上の場合には、次年度も調査を実施

・修正項目の割合に応じ調査頻度を設定し実施

○一定年数毎に実施

(調査間隔の例)

2年ごとに調査

II 調査を行わないなどの配慮をすることが適切と考えられる事項

○第三者評価など、第三者による実地調査等が行われている場合

(配慮の例)

・福祉サービス第三者評価を定期的実施している事業所については、調査を行わないこととする。

・外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業所については、調査を行わないこととする。

○1事業所において複数サービスを実施している場合

(配慮の例)

主たるサービスの調査を実施することにより、他のサービスについては、調査を行わないこととする。

III 他制度等との連携等より効率的に実施することが可能と考えられる事項

○報告内容に虚偽が疑われる場合

(調査方法等の例) 疑いのある項目を中心に調査

(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○公表内容について、利用者等から通報があった場合

(調査方法等の例) 通報があった項目を中心に調査

(状況に応じ指導又は監査と連携し調査)

○実地指導と同時実施

(調査方法等の例) 実地指導の内容を考慮のうえ、連携し調査

○状況に応じて、調査する項目を選定して実施

○その他必要に応じて実施する場合

(調査方法等の例) 食中毒や感染症の発生、火災等の問題が生じた場合に、必要な項目について管内の事業所を調査

(状況に応じ行政指導等と連携し調査)

②公表方法の見直しについて

まずは、現行システムの画面を確認してみましょう

現行公表画面①(検索画面トップ)

情報量が多く、一目見ただけでは操作方法がわかりにくい

現行公表画面②(基本情報)

3. 事業所において介護サービスに従事する従業員に関する事項

職種別の従業員の数、勤務形態、労働時間、従業員1人当たりの利用者数等							
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	
	専従	非専従	専従	非専従			
看護師	0人	0人	1人	0人	1人	1人	
准看護師	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
介護職員	0人	1人	0人	6人	7人	2人	
事務員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
その他の従業員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
1週間のうち、常勤の従業員が勤務すべき時間数						40時間	
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の人数を常勤の従業員の人数に換算した人数をいう。							
従業員である介護職員が有している資格							
延べ人数	常勤		非常勤				
	専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士	0人	0人	0人	0人	2人		
介護職員基礎研修	0人	0人	0人	0人	0人		
訪問介護員 1級	0人	0人	0人	0人	0人		
2級	0人	0人	0人	0人	0人		
3級	0人	0人	0人	0人	0人		
介護支援専門員	0人	0人	0人	0人	0人		
管理者の他の職務との兼務の有無						あり	
管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る資格等	あり		(資格等の名称) 社会福祉主事				
看護師、准看護師及び介護職員1人当たりの1か月のサービス提供回						79回	

膨大な事業所情報が、分類されずに同じページに羅列されており、知りたい内容が探しにくい

現行公表画面③(調査情報)

大項目 1. 介護サービスの内容に関する事項

中項目 1. 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置

小項目1. 介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

確認事項(1). 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項について説明し、サービスの提供開始について同意を得ている。

確認のための材料 重要事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。

確認事項(2). 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等との契約を行っている又は立会人を求めている。

確認のための材料 利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことがわかる文書がある。

小項目2. 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況

確認事項(1). 利用者の居室を訪問し、利用者及びその家族の希望を聴取するとともに、利用者の心身の状況を把握している。

確認のための材料 アセスメント(解決すべき課題の把握)のための文書に、利用者及びその家族から聴取した内容及び観察結果の記録がある。

確認事項(2). サービス提供の契約前又は契約時に、利用者の居室を訪問し、車輛の駐車位置及び設備の搬入順路を把握している。

確認のための材料 利用者ごとの居室における車輛の駐車位置及び設備の搬入順路の記録がある。

小項目3. 利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況

確認事項(1). 利用者ごとの当該サービスに係る計画を作成している。

確認のための材料 利用者ごとの当該サービスに係る計画がある。

確認事項(2). 当該サービスに係る計画は、利用者及びその家族の希望を踏まえて作成している。

**調査員が調査に使用する調査票の文言がそのまま使用され、
行政の視点となっており、そもそも利用者にとって理解しにくい情報**